

平成30年3月期決算の「改正会計基準等の適用時期一覧」

やまぞえ きよあき
公認会計士 山添 清昭

本稿は、平成30年3月期決算における改正会計基準等の公表日、基準等の内容、3月決算会社の適用時期について、一覧表にまとめている。具体的な適用時期については、会計情報の解説記事や会計基準等の本文を参照いただきたい。

●改正会計基準等の適用時期一覧

2018年3月30日現在

公表日	公表機関	基準等の名称		基準等の内容	『会計情報』の解説記事	3月決算会社の適用時期(◎:強制適用、○:早期適用)						
						H29/3		H30/3		H31/3		
						四半期	期末	四半期	期末	四半期	期末	
2018.03.30	企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)	企業会計基準第29号 企業会計基準適用指針第30号	「収益認識に関する会計基準」 「収益認識に関する会計基準の適用指針」	収益認識に関する会計基準・適用指針の公表	2017年9月号 2018年1月号 2018年2月号 2018年3月号 2018年4月号 2018年5月号						○	→
<p>本会計基準等は、平成33年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。 また、早期適用として、平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができる。 なお、早期適用については、追加的に、平成30年12月31日に終了する連結会計年度及び事業年度から平成31年3月30日に終了する連結会計年度及び事業年度までにおける年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。</p>												
2018.03.14	ASBJ	実務対応報告第38号	「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」	「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」の公表	2018年2月号 2018年5月号						○	→
<p>本実務対応報告は、平成30年4月1日以後適用する。ただし、公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができる。</p>												
2018.03.13	ASBJ	実務対応報告第37号	「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」	「実務対応報告第34号の適用時期に関する当面の取扱い」の公表	2018年5月号						◎	→
<p>本実務対応報告は、公表日以後適用する。</p>												

公表日	公表機関	基準等の名称		基準等の内容	『会計情報』の解説記事	3月決算会社の適用時期(◎:強制適用、○:早期適用)							
						H29/3		H30/3		H31/3			
						四半期	期末	四半期	期末	四半期	期末		
2018.02.16	ASBJ	企業会計基準第28号 企業会計基準適用指針第28号 改正企業会計基準適用指針第26号 企業会計基準適用指針第29号	「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」 「『税効果会計に係る会計基準の適用指針』 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」 「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」	「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表	2017年8月号 2018年4月号					○	→	◎	→
<p>1. 表示の取扱い、注記事項の取扱い (『税効果会計に係る会計基準』の一部改正) 平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。 ただし、平成30年3月31日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。</p> <p>2. 会計処理の取扱い (1) 個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い(『税効果会計に係る会計基準の適用指針』第8項(2)) →平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。 (2) (分類1) に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い(『繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針』第18項) →平成30年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</p>													
2018.1.12	ASBJ	実務対応報告第36号	「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等	「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」等の公表	2017年6月号 2018年3月号					○	→	◎	→
<p>本実務対応報告は、平成30年4月1日以後適用する。ただし、本実務対応報告の公表日以後適用することができる。</p>													
2017.5.2	ASBJ	実務対応報告第35号	「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」	「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表	2017年6月号					◎	→		
<p>本実務対応報告は、平成29年5月31日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用する。</p>													
2017.03.29	ASBJ	改正実務対応報告第18号	「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等	「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の公表	2017年5月号 2018年5月号					○	→	◎	→
<p>本実務対応報告は、平成29年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する。ただし、本実務対応報告の公表日以後、適用することができる。</p>													